

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、看護師配置加算分保護単価、児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。）
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（3）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施

		設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 看護師配置加算費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)看護師配置加算分保護単価
8 児童発達支援管理責任者専任加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が専任で配置されている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6)児童発達支援管理責任者専任加算分保護単価
9 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)小規模グループケア加算分保護単価